

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔平成29年9月29日  
閣議決定〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

別表1中第506（513）号、第709（710）号、第938号及び第1229号を別紙1のように改める。

別表2中第937号の次に第938号を別紙2のように加える。

# 別紙 1

番号	506(513)
特定事業の名称	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「技能実習1号口の上陸基準」という。）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	技能実習1号口の上陸基準において、実習実施機関に受け入れられる技能実習生（1号）の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、実習実施機関が商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる技能実習生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する技能実習が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「技能実習1号口」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る技能実習1号口の上陸基準第25号の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>（1）当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>（2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、技能実習生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>（3）当該特区内において技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>（4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて技能実習生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1の認定を受けた地方公共団体は、上記2により特定された機関に対して定期的な訪問調査の実施等により、外国人に対する技能実習が適正に実施されているかを確認し、その結果及びこれを踏まえた特区計画の変更の有無について、年に1回関係機関に報告しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成29年11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）が施行されることに伴い、終了する予定となっています。

番号	709(710, 711)
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 清酒 60キロリットル</li> <li>2 合成清酒 60キロリットル</li> <li>3 連続式蒸留焼酎 60キロリットル</li> <li>4 単式蒸留焼酎 10キロリットル</li> <li>5 みりん 10キロリットル</li> <li>6 ビール 60キロリットル</li> <li>7 果実酒 6キロリットル</li> <li>8 甘味果実酒 6キロリットル</li> <li>9 ウイスキー 6キロリットル</li> <li>10 ブランデー 6キロリットル</li> <li>11 原料用アルコール 6キロリットル</li> <li>12 発泡酒 6キロリットル</li> <li>13 その他の醸造酒 6キロリットル</li> <li>14 スピリッツ 6キロリットル</li> <li>15 リキュール 6キロリットル</li> <li>16 粉末酒 6キロリットル</li> <li>17 雑酒 6キロリットル</li> </ol>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるものをいう。）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下この表において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるものをういた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（以下この表において「特区内自己製造場」という。）において（1）から（4）までに掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該（1）から（4）までに定める酒類の製造免許を申請した場合には、（1）又は（3）に掲げる酒類にあつては酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定を適用せず、（2）又は（4）に掲げる酒類にあつては同法第7条第2項及び第12条第4号の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）に限る。（3）及び（4）において「特産農産物等」という。）を主たる原料としたものに限る。） 同号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（3）酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール（同条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。） 同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許</p>

(4) 酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許

2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を与える場合には製造する酒類の範囲につき上記1(1)の酒類に限る旨の条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量(※3)を超えない範囲内に限る旨の条件を、同条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(2)の酒類に限る旨の条件を、同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(3)の酒類に限る旨の条件を、同条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(4)の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。

3. 本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者は、当該製造免許に係る構造改革特別区域内に所在する自己の営業場若しくは製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合又は当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合を除き、その製造した上記1(3)の酒類を販売してはならない。

4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者が上記3に違反した場合には、税務署長は、上記1(1)から(4)までに定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

5. 酒税法第7条第3項第2号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者について、同項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者について、それぞれ適用しない。

(※1) 「特区内農産物等に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この表において「災害等」という。）により特区内農産物等（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この表において同じ。）を原料として上記1(1)、(3)又は(4)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を上記1(1)、(3)又は(4)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、上記1の当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のをいう。

(※2) 「当該構造改革特別区域内において生産された果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。）を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実をいう。

(※3) 「製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量」とは、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいう。）ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量（10キロリットル）とする。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	938
特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>(一) a及びbの期間が通算して5年以上である者、cの期間が通算して10年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して3年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。</p> <p>a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>i 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>ii 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第14条第1項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iii 障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>iv 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項に規定する障害者職業センター、同法第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>vi 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びにiからvまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。)</p> <p>b iからvまでに掲げる者であって、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にあるi、iii若しくはivに規定する施設、iiに規定する事業を行う場所又はvに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資</p>

格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間

- i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ii 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- iii 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

c bのiからvまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 略

(2) 自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助 (一)及び(二)の要件を満たす者であること。

- (一) 実務経験者であること。
- (二) 略
- (3) 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
- (一) 実務経験者であること。
- (二) 略
- (4) 就労移行支援、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。
- (一) 実務経験者であること。
- (二) 略
- (5) 略

特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第9項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。認定を受けたときは、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上を通算3年以上に、通算10年以上を通算5年以上にそれぞれ短縮する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1229
特定事業の名称	地域限定特例通訳案内士育成等事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第36条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	通訳案内士試験に合格し、通訳案内士として登録されたものでなければ、報酬を得て、通訳案内を業として行ってはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る事業（地域限定特例通訳案内士育成等事業）を実施することが、地域における観光の振興を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業に係る地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しないこととし、認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有するものとする。</p> <p>なお、認定地方公共団体が行う研修については、内容及びカリキュラムが地域限定特例通訳案内士の資質を確保する上で適切であること等、通訳案内士制度に対する信頼を確保しつつ上記事業が適切かつ確実に実施されると認められることを要する。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

\* この特例措置については、平成30年1月の全国展開を予定しています。



# 別紙 2

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
938	サービス管理責任者の 資格要件弾力化事業	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認められる場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。	一部	社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第98号）	平成29年4月 1日施行 （措置済）	厚生労働省